

東彼杵町企業管理規程第 1 号

東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例施行規程の一部を改正する  
規程をここに公布する。

令和 5 年 3 月 9 日

東彼杵町長      岡田 伊一郎

東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例施行規程の一部を改正する規程

東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例施行規程（令和2年水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>(メーターの貸与)</u></p> <p><u>第33条</u> <u>メーターは管理者が設置して地下水等の使用者又は管理人若しくは地下水等装置の所有者（以下「地下水等使用者等」という。）に保管させる。ただし、汚水排除量の減量認定に係るメーターは除く。</u></p> <p><u>2 地下水等使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。</u></p> <p><u>3 地下水等使用者等が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p>	<p>[新設]</p> <p>(その他)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。